

令和2年度

年末年始の交通事故防止運動

奈良県実施要綱

令和2年 12月15日(火)～令和3年 1月5日(火)

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

令和2年度奈良県交通安全ポスター優秀作品



金賞

桜井市立安倍小学校6年
木村 向日葵さんの作品



金賞

奈良市立平城中学校2年
古川 裕理さんの作品

《主唱》  奈良県・奈良県交通対策協議会

宴会などに参加される方へ

- 「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底しましょう。
- 自転車も飲酒運転の違反対象です。
- ハンドルキーパー運動を促進し、飲食店等における運転者への酒類提供の禁止を徹底しましょう。

※毎月1日は、「飲酒運転根絶の推進強化デー」です。

**「飲酒運転をしない・させない・許さない」
を徹底しましょう。**



交通ルール・マナーを守りましょう。

大淀町立大淀中学校2年
南 日葉さんの作品

高齢ドライバーの方へ

- 70歳以上の高齢ドライバーは「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、運転免許の自主返納も検討し、交通事故防止に努めましょう。
- 体調不良を感じた時は、運転を控えましょう。
- 事故防止機能搭載のセーフティ・サポートカー(サポカー)等の利用を推奨します。



生駒市立生駒小学校4年
鳥越 智博さんの作品

「サポカー／サポカーS」とは？



「セーフティ・サポートカー(サポカー)」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。



「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー、サポカーSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。



五條市立五條東小学校4年
三崎 万葉さんの作品



五條市立阪合部小学校5年
山下 葵子さんの作品



大淀町立大淀中学校2年
岡田 渚咲さんの作品



奈良市立平城中学校2年
三輪 成実さんの作品

自転車利用者の方へ

○奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、令和2年4月1日から「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務に、高齢者は自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務となりました。

乗車用ヘルメットの着用

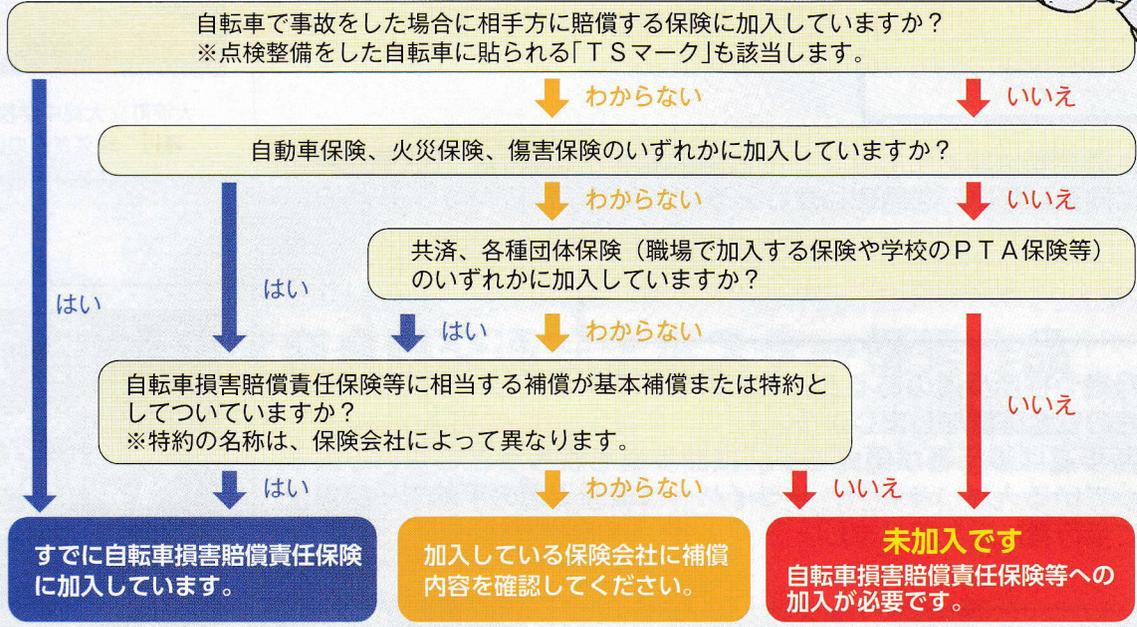
- 65歳以上の高齢者は、自転車利用時、ヘルメットの着用に努めなければなりません。
- 自転車事故により亡くなる方の多くは、「頭部損傷」が原因となっています。事故被害の軽減にはヘルメットが有効です。

自転車保険への加入

○自転車の所有者等は事故被害者救済のため「自転車損害賠償責任保険等」に加入しなければなりません。

現在契約中の保険の内容も
しっかり確認しましょう！

自転車保険加入確認チェックシート



小学校入学まで自転車の幼児用座席に乗車可能に

- 奈良県道路交通法施行細則により、令和2年10月1日から「小学校入学までの者」が自転車の幼児用座席に乗車可能になりました。
- 子供を自転車に乗せるときはヘルメットを必ず着用させるなどルールを守り、幼児二人同乗用自転車を使用する際はBAAマーク、SGマークの付いた安全な自転車を選びましょう。



幼児2人同乗基準適合車

SGマーク



幼児2人同乗基準適合車
社団法人自転車協会

BAAマーク



生駒市立生駒小学校4年
田中 陽菜さんの作品

奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。
無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎: 0742-27-8731)
相談日 月・火・木・金曜日(祝日・年末年始除く)
8:30~16:45
※定期巡回相談(県内4市町)も実施しています。

自転車条例について

奈良県自転車条例総合窓口
☎0742-27-7013 (平日9:00~17:00)
自転車条例ページ
<http://www.pref.nara.jp/53824.htm>



啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで。
(☎: 0742-27-8730)

運動の重点

子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- 暗い時間帯に外出する時は、目立つ色の服を着たり、反射材用品・小型ライト等を活用したりしましょう。
- 高齢者は自らの身体機能の変化を自覚した安全対策を心がけましょう。慣れた道でも横断歩行には注意し、自動車の運転に不安のある場合は安全運転相談窓口にご相談して免許返納も検討しましょう。
- ドライバーの皆さんは、子供や高齢者を見かけたら、その行動に十分注意し、一時停止や徐行するなど「思いやりのある運転」をしましょう。

飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底しましょう。

横断歩行者の保護と正しい横断

- 信号機や横断歩道のあるところを横断するようにし、横断前は必ず左右の安全確認をしましょう。
- 横断歩道は歩行者が優先です。横断歩道を渡ろうとしている人や渡っている人がいる場合、ドライバーは横断歩道の手前で一時停止して歩行者に道を譲りましょう。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席に着席する場合もシートベルトを着用しなくてはなりません。運転者だけでなく、同乗する全ての人がシートベルトを正しく着用しているか確認しましょう。
- 幼児を乗車させるときは、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

自転車の安全利用の推進と自転車乗用中の交通事故防止

- 自転車に乗るときは自転車安全利用五則を守りましょう。
- 頭部を守るためヘルメットを着用しましょう。
- 万一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。
- 定期的に自転車の点検整備を行いましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止。夜間はライトを点灯。交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。)
- 5 子どもはヘルメットを着用



大淀町立大淀中学校3年
森川 綾菜さんの作品



天理市立井戸堂小学校6年
大山 香蓮さんの作品



葛城市立新庄中学校1年
遠山 彩乃さんの作品